

ガス機器の安全性確保のための措置について

高圧ガス保安協会

パロマ工業株式会社が製造した半密閉式瞬間湯沸器に係る一酸化炭素中毒事故が多数発生したことについて、今後の再発防止及び国民の信頼回復のためには、ガス事業者、液化石油ガス販売事業者、ガス機器製造事業者その他の関係者が協力して対策を進めていく必要があることから、平成18年8月11日（平成18・8・10原院第4号）原子力安全保安院長から別添のとおりガス消費機器の設置工事の確実な施工をはじめとし、ガス消費機器の安全確保に今後より一層努めることを周知徹底するよう要請がありましたので、ガス消費機器の設置工事事業者の方々におかれましては、この主旨に添いガス消費機器の安全性確保に努めて頂きますようお願い申し上げます。

経済産業省

平成18・08・10原院第4号

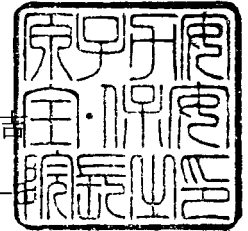
平成18年8月11日

財団法人日本ガス機器検査協会

理事長 合田 宏四郎 殿

原子力安全・保安院長 広瀬 研吉

NISA-245b-6-



ガス消費機器の安全性確保のための措置について

パロマ工業株式会社が製造した半密閉式瞬間湯沸器に係る一酸化炭素中毒事故がこれまでに多数発生し、これらの事故の原因として、安全装置の不正改造が多いことが指摘されています。

このような事態は、国民の安心・安全な生活を脅かすものとして大変憂慮すべきものであり、今後の再発防止及び国民の信頼の回復のためには、ガス事業者、液化石油ガス販売事業者、ガス機器製造事業者その他の関係者が協力して対策を進めていく必要があります。

つきましては、貴団体から関係団体に対して、ガス消費機器の設置工事の確実な施工をはじめとし、ガス消費機器の安全確保に今後より一層努めることを周知徹底するよう要請します。